

令和7年度 宇和島市営住宅定期募集申込要領

【入居申込から賃貸借契約に至るまでの流れ】

① 入居申込 → ② 各種審査 → ③ 下見案内 → ④ 入居許可決定 → ⑤ 賃貸借契約

- 入居条件が満たせない場合は入居出来ません。また、**申込の有効期限は「令和8年2月末」**となります。
- ①の時点で入居希望団地の概要をご説明します。空きがない団地への入居希望の場合は、「空き待ち」となることをご了承いただいた上でお申込みを受け付けます。（有効期間内であれば、入居希望団地の変更が可能です。）
- 申込の後に入居を辞退される方は「辞退届」を提出していただきます。

【申込方法】

申込書（建築住宅課備付「市のHPからのダウンロードも可」）に以下の書類を添付して提出してください。

- ① **住民票**（入居希望者全員の続柄が記載されているもの〔世帯全員分〕）
- ② 所得証明書類「**所得課税証明書（令和6年度〈令和5年分〉）**」 **※入居希望者全員分（源泉徴収票も可）**

→ 前年の1月2日以降に転入された方は、前住所地での納税証明書も提出してください。

〔該当者のみ〕 学生証〔16歳以上の世帯員がいる場合〕、婚約証明書〔婚約予定者（6か月以内）〕、就業証明書〔市外在住で勤務先が市内の方〕
障害者手帳〔該当する世帯員がいる場合〕

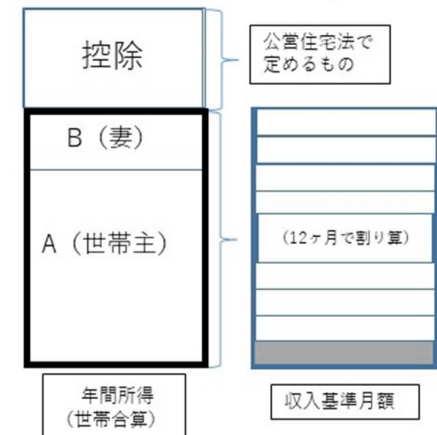
【入居資格】

以下条件を満たす方

- ① 宇和島市に住民登録があること（市内の事業所に勤務している場合は、市外在住者も申込可）
- ② 住宅に困窮していること（申込者及び同居家族名義の家屋がある方は対象外）
- ③ 市税等の滞納がないこと（税務課で納付状況の確認をします。）
- ④ 一定の収入以下であること（詳細は以下の図を参照）
- ⑤ 現在、県営・市営住宅に入居していないこと（**旧耐震基準の市営住宅からの住み替えは除く**）
- ⑥ 入居希望者が暴力団員に該当していないこと（申込受付後に調査を実施します。）

【収入基準計算式（月額）】

（例）世帯主・妻・子2名



【市営住宅入居申込時の収入基準】



※ 特定公共賃貸住宅については「居住の安定を図る必要があると認められる者」については、487,000円以下となります。

【連帯保証人】

- 入居申込時点で原則1名必要です。（どうしても探すことが難しい場合は、建築住宅課へご相談ください。）
- 連帯保証人の資格は次のとおりとなります。
 - ① 原則、市内在住者であること
 - ② 入居申込者とは別に「独立の生計」を営んでいること
 - ③ 入居申込者と同程度以上の収入を有していること
 - ④ 市税等の滞納がないこと
 - ⑤ 他の市営住宅入居者の連帯保証人になっていないこと
 - ⑥ 次のいずれかに該当する基準を満たしていること
 - ※ 令和6年度に係る市民税所得割額2,500円以上の完納者
 - ※ 令和7年度の固定資産の課税標準額が20万円以上の不動産所有者
 - ※ 令和6年中（1/1～12/31）における総収入額が120万円以上

【家賃】

- 世帯の収入基準に基づき、計算します。（根拠法令：公営住宅法、宇和島市営住宅管理条例）
- 基本的には収入基準に応じた家賃となりますが、以下の2団地については、定額家賃となります。
「鶴間（木造）：23,000円」、「特定公共賃貸住宅近家塩浜：48,000円」
- 入居契約時には、敷金（家賃3ヶ月分）と入居月の日割り家賃の支払が必要です。

【入居契約時までに必要な書類】

- （入居希望者）印鑑登録証明書、納税・納付証明書〔税務課にて取得〕
（連帯保証人）印鑑登録証明書、所得証明書類、納税・納付証明書〔税務課にて取得〕

【その他注意事項】

- 入居申込書類一式の受付は「本庁 建築住宅課」となります。（郵送不可）
→ 各支所の産業建設係を通じての提出は可能ですが、不備があれば正式な受付とはなりません。

【問い合わせ先】建築住宅課管理係 49-7028（課直通）